

## 赤磐市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル方式説明書

赤磐市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるものほか、この説明書によるものとする。

### 1. 目的

赤磐市立小中学校へ外国語指導助手を派遣する業務を委託するに当たり、外国語活動、英語教育及び国際理解教育のさらなる充実と英語力の向上を図るために、プロポーザル方式により最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

### 2. 事業の概要

(1) 業務名	赤磐市外国語指導助手派遣業務
(2) 業務内容	別紙「赤磐市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり
(3) 履行期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
(4) 提案上限額	154,440,000円 各年度 51,480,000円（消費税及び地方消費税を含む） ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。
(5) 支払条件	精算払

### 3. 参加資格要件

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年赤磐市告示第114号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 赤磐市の令和7年度入札参加資格者名簿（物品・役務）に搭載されているものであること。
- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に日本国内において国、地方公共団体から発注された外国

語指導助手（A L T）派遣業務を、派遣元事業者として完了した業務実績を有する者であること。

#### 4. 参加申込手続き

##### （1）提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	提案参加申込書（様式第1号）	1部	
②	会社の事業概要がわかる会社案内等の資料	1部	任意様式※会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。
③	業務受託実績書（様式第6号）	1部	
④	法人登記簿謄本	1部	
⑤	決算書又は財務諸表	1部	
⑥	委任状（様式第5号）	1部	支店、営業所等を代理人とする場合
⑦	使用印鑑届出書	1部	
⑧	印鑑証明書（法人代表者印）	1部	
⑨	未納がないことを証明する書類	1部	・国税（法人税、消費税及び地方消費税） ・県税（県が賦課徴収するすべての税目） ※契約先が岡山県に所在する場合 ・市税（すべての税目） ※契約先が赤磐市に所在する場合、または代表者が赤磐市税を賦課されている場合
⑩	誓約書（様式第2号）	1部	

※任意様式はA4判で作成すること。

※参加申込書類④～⑩については、令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿（物品役務関係）に登載されている者は省略することができる。

（2）提出期間 令和7年12月2日（火）から令和7年12月16日（火）まで

（3）提出方法 下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和7年12月16日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

（4）提出場所 赤磐市教育委員会教育総務課

（5）参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和7年12月18日（木）までに電子メールにて通知するとともに文

書にて通知する。

②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式第3号）により説明を求めることができる。

③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して5日以内（市の休日を除く。）に回答書（様式第4号）により回答するものとする。

## 5. 質疑の受付及び回答

（1）受付期間 令和7年12月2日（火）から令和7年12月10日（水）午後5時まで

（2）受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質疑書（様式7号）に記入の上、令和7年12月10日（水）午後5時までに質疑を電子メールにて赤磐市教育委員会教育総務課へ下記のメールアドレス宛てに提出すること。

（3）回 答 公平性を保つため、令和7年12月11日（木）までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

（4）提出先 赤磐市教育委員会 教育総務課 E-mail (kyoikusoumu@city.akaiwa.lg.jp)

※E-mailの件名の先頭に「赤磐市外国語指導助手派遣業務」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

※質問に対する回答は、本説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

## 6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和8年1月7日（水）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、教育委員会との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

（1）提出方法 書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和8年1月7日（水）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

（2）提出場所 赤磐市教育委員会 教育総務課

## 7. 企画提案書等の提出

（1）提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案書 ※様式は任意	8部	<p>任意様式</p> <p>※次の①～⑦について具体的な提案・説明を行うこと。</p> <p>①派遣実績 ②採用基準及び確保策 ③研修・指導体制・管理体制 ④トラブル等への対応 ⑤学校及び教育委員会への支援体制 ⑥授業に対する取組 ⑦特筆的提案（受託者によるその他提案事項）</p>
②	見積書 ※様式は任意	8部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式※本業務に係る見積書を記名押印のうえ作成すること。</li> <li>・見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額すること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。</li> </ul>

（2）提出期間 令和7年12月18日（木）から令和8年1月7日（水）まで

（3）提出方法 下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和8年1月7日（水）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

（4）提出場所 赤磐市教育委員会 教育総務課

（5）その他の参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

## 8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。

（1）プレゼンテーション実施予定日

令和8年1月14日（水）13時30分から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

（2）プレゼンテーション実施場所 赤磐市役所 2階 大会議室（赤磐市下市344）

（3）プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

- ③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤プレゼンテーションの時間は25分（概ね準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答5分）以内とする。
- ⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。
- ⑦プレゼンテーションは非公開とする。

#### （4）審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

	審査項目	審査内容	配点
内容評価点	1 派遣実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年における地方公共団体の公立小中学校への派遣実績（自治体名、契約数、派遣人数等）</li> </ul>	10
	2 採用基準及び確保策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALTの採用基準（資格・経歴等）</li> <li>採用時の日本語習得のレベルや指導力の見極め方</li> <li>ALTの賃金水準</li> <li>ALTの平均勤続年数</li> <li>本業務における採用スケジュール</li> </ul>	10
	3 研修・指導体制・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修機会の付与</li> <li>採用直後の研修期間及び内容</li> <li>配置後の研修時期、内容及び方法</li> <li>ALTの指導力チェック及びフォローアップ体制</li> <li>勤務状況の確認及び業務評価並びに評価後の指導体制</li> <li>欠席・遅刻等への対応</li> <li>日常生活の支援も含めたALTとの連携、相談体制</li> <li>健康診断（胸部レントゲンを含む）の実施</li> <li>教育委員会、学校、保護者からの要望・苦情等の把握方法とその対応の体制</li> <li>法令順守、個人情報及び学校運営上の秘密の漏洩及び流用防止の取り組み</li> </ul>	20
	4 トラブル等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>不測の事態への対応</li> <li>欠員が生じた場合の補充体制</li> <li>災害や事故等の緊急時（土・日も含む）の対応</li> </ul>	10
	5 学校及び教育委員会への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーターによる学校及び教育委員会に対するサポート体制</li> <li>ALTから教員への指導力及び英語力の向上につながる</li> </ul>	10

		提案及び助言について	
6 授業に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に基づく外国語活動・外国語教育の指導力リキュラムについての方針</li> <li>・日本人教員とのチームティーチングの進め方</li> <li>・各学校の外国語活動・外国語教育の目標を意識した授業の進め方</li> <li>・小中連携を意識した授業の進め方</li> </ul>	20	
7 特筆的提案(受託者によるその他提案事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外で画期的な提案であり、目的・効果が具体的なもの</li> </ul>	10	
価格評価点	8 価格に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積もり金額の妥当性</li> </ul>	10

#### (5) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

#### 9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションを行わなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

#### 10. 契約等

##### (1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と契約内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

##### (2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

##### (3) 契約保証金

納付を要する。

##### (4) その他

本プロポーザルは、赤磐市外国語指導助手派遣業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の

契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本事業に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

## 1.1. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 採点表及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象とする。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本事業の受託者を確約するものではない。

## 1.2. 担当部署（問い合わせ先）

〒709-0816

岡山県赤磐市下市337番地

赤磐市教育委員会 教育総務課 担当：伊藤

TEL：086-955-6807

FAX：086-955-6060

E-mail : kyoikusoumu@city.akaiwa.lg.jp